

不二速報



発行日 2007年12月26日
第9号（給与等改善闘争、労基署是正勧告号）

人事院勧告に準拠した待遇改善の即時完全実施を！

今年度の人事院勧告が11月2日に閣議決定されたのに続き、26日に参議院で可決成立し、30日給与改正法が公布されました。これらの動きをうけて、教職員組合は11月22日の要望書提出に続き、12月14日、今年度の人事院勧告に準拠した給与等の改善を求めて、経営側に団体交渉を申し入れました。今回の要求事項は下記の6項目です。

1. 俸給表の改定

人事院勧告と同等に、初任給を中心に若年層に限定した改定を求めます。

（参考）行政職俸給表（一）改定率1級1.1%、2級0.6%、3級0.0%。4級以上は改定なし

2. 扶養手当の増額

人事院勧告と同等に、子等に係る支給月額を500円上げを求めます。

3. 地域手当の支給率引き上げ

東西同率6%の支給にむけた段階的な支給率の改善を求めます。

4. 非常勤職員の時給引き上げ

・対象者全員に1級33号相当額の1%分の時給引き上げを求めます。

・昇給頭打ち前の時給で法人化によって固定化された職員の段階的昇給を求めます。

・勤務地における時給の格差是正を求めます。

上記1～4については、平成19年4月1日に遡及して実施を求めます。

5. 期末・勤勉手当

人事院勧告と同等に、12月期支給の勤勉手当分の0.05カ月分を増額することを求めます。また、その実施にあたって支給済みである12月期賞与の差額分を可及的すみやかに支給することを求めます。

6. 人件費の原資となる財務状況の公開

人件費に関する予算・決算の詳細を公開することを求めます。

静岡大学では、まだ交渉段階ですが、12月5日現在、すでに、北見工大、東京学芸大、福井大、和歌山大、岡山大、山口大、徳島大、高知大、大分大、熊本大などで4月に遡って人勧に準拠した給与改善を実施することで妥結をしています。また、和歌山大、岡山大、和歌山大などでは非常勤職員についても同様の扱いをする方向で交渉が進められています。

静岡大学でも上記6項目の即時完全実施を求めて交渉を行っていきますので、職場の切実な声をぜひ交渉の場や書記局におよせください。

静岡大学教職員組合

静岡：
〒422-8529
静岡市駿河区大谷 836

TEL/FAX:
054(236)0173 (直)
054(237)1111 (代)
2790 (内線)

E-mail
suu@jade.dti.ne.jp

浜松：
〒432-8561
浜松市中区城北三丁目
5-1

TEL/FAX:
053(475)9035 (直)
3910 (内線)

E-mail
suu-seibu@vcs.wbs.ne.jp

目次：

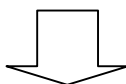
人勧準拠の待遇改善の即時完全実施を！	1
労基署の是正勧告について	2～3

労働基準監督署による是正勧告について

さる10月30日、静大浜松キャンパスに、浜松労働基準監督署による立ち入り検査が行われ、いくつかの改善勧告が出されました。立ち入り調査と是正勧告の詳細な内容については、いまだ組合に公開されていません。しかし、今回の労基署の是正勧告をうけて、人事労務チームでは、本年7月に遡って振替休日の取得実態を再調査し、週40時間を超える部分については超過勤務手当相当額を支払う作業を進めています。また、各職場の勤務時間管理担当者を集めて、説明会を実施しています。それによると、休日労働にともなう振替の取得はおおむね下記のように変わります。

これまで

1. 休日に労働を行った場合は、原則として、その同一の週内に振替の休日を取得する。
2. 同一の週内に取得することが困難な場合には、前後4週間の範囲で取得する。
3. 上記1、2で取得することが困難でやむを得ない事情がある場合には、本人の同意の上で、前後4週間の範囲を超えて振替休日の取得を行うことができる。
(なお、上記の振替休日取得によって、定められた週の勤務時間を超えた割増賃金は支払われない)



是正勧告後

1. 休日に労働を行った場合は、原則として、その同一の週内に振替の休日を取得する。
*「同一の週」とは日曜から土曜までを単位とする。
2. 同一の週内に取得することが不可能な場合には、同一の月内の範囲で取得する。
この場合、同一の週の労働時間が40時間を超えるときは超過分に対し割増賃金(25/100)が支払われる。
3. 賃金の毎月・全額払いの原則から月を超えて振替休日を取得することはできない。

労働者の健康と安全を保持する観点からは週40時間以内の労働時間を厳守する方向は望ましいことといえますが、業務の繁閑の実態などから、組合としては次善の策としてより柔軟な振替休日の取得を求めてきた経緯があります。従来、公務員慣行を踏襲して「前後4週間」で、さらに昨年度からは労使交渉の結果、さらに長い期間(6か月)での振替休日の習得を可能とすることを勝ち取ってきました。しかし、今回の是正勧告を受け、月を超えての振替休日取得はできなくなりました。休日出勤を命じられた場合には、同一週内での振替休日の取得を保障させるとともに、週40時間を超えてしまう場合にもきちんと勤務実績に基づいて労働時間の申告を行うことが重要です。

各大学で相次ぐ是正勧告、各職員は「自己規制」せずに、本当の残業時間を申告しましょう！

国立大学では法人化以降、各地で不払い残業をめぐる労基署からの勧告・指導が相次いでいます。今年だけでも5月に三重大学、9月には群馬大学、10月には東北大学でそれぞれ不払い残業に対する指導が行われています。昨年6月の香川大学に行われた指導では595人分の不払残業が指摘され1億3200万円の支払いを、また昨年4月に是正勧告を受けた九州大学では1075人

に1億 3460 万円を支払っています。公務員時代からの「慣行」(公務員としての使命感?)によって労使ともに超過勤務管理に対してある種の「あきらめ」を伴いながらおさなりにしてきたきらいは否めません。労働基準監督署はいま、法人化された全国の国立大学に対して「あなたがたはもはや公務員ではないのだから、関連法規(労働基準法、労働安全衛生法など)と就業規則に基づいてきちんとやりなさい」と軒並み指導をしています。わたしたち労働者側も公務員ではないという意識を改めて持ち、法を順守した労働の在り方を求めましょう。法人としての大学のフコロ事情が見えてしまうと、実態に即した正確な残業時間の申告がなかなかやりづらいつとを感じる職場もあろうかと思ひます。しかし、わたしたちが自己規制せずに正確な労働時間を堂々と申告し、正当な権利の行使として法で定められた割増賃金を受け取ることが、仕事のありかたと人の配置の問題を明らかにして、労働環境の抜本的な改善につながります。

なお、今回の立ち入り検査の経緯と勧告の内容について、就業規則等に関わる重要な問題であるにもかかわらず、経営当局からはいまだ組合にも過半数代表にも正式な説明がなされていません。組合としてはこのような対応に抗議するとともに、詳細な説明をもとめていきます。

今回、人事労務チームは、本年7月まで遡って超過時間分の割増賃金を支払うことを決めましたが、賃金等の労働債権の時効(請求権が消滅する期間)は労働基準法第115条に定められ2年間とされています。また、時効をむかえたとしても使用者がその責任感を自覚して計算が可能な限り過去に遡って支払うことは可能です。なぜ、7月までなのか、少なくとも過去2年間に遡って計算し支払うべきではないのか、今後の交渉の中で質していきたいと思ひます。

また、今回は「蚊帳の外」に置かれている教員の休日労働についても検証が必要と考えています。教員は法人化後、「専門業務型裁量労働制」の下、労働時間がみなし労働時間で管理されていますが、裁量労働とは所定労働日の労働時間の算定に限っての例外的な制度に過ぎません。ですから、休憩、休日、休日労働・深夜労働、年次有給休暇の規定は適用されますし、法定外休日労働についても実時間で算定されることになっています。この点についても、不払いの実態がないのか、明らかにしていかなければなりません。

長年にわたる人員削減の結果、多くの職場では慢性的な人手不足が生じており、残業や休日出勤が常態化している現状にあります。一方で、法人化後に行われている「5年後に人件費5%カット」方針のもと、人件費予算の総枠が抑制されています。組合としては、業務量に見合う適切な人員の配置(増員)か、業務プロセスの抜本的な見直しによる業務量の削減をおこなうこと無しにこの問題の根本的な解決はないと考えます。今回の振替休日取得ルールの変更によって、勤務簿上だけ同一の週に振替休日を取得したことにして「ボランティア」で出勤するような最悪の事態は何としても避けさせねばならないと思ひます。組合員のみなさんからも、この問題についての実態報告とご意見・ご要望を書記局にぜひおよせください。

12/21-24「組合スキーと温泉のつどい」報告記

こんな時季に雪があるのかと心配された、組合スキーと温泉の集いでしたが、総勢21名で楽しく行ってきました。

バスから降りた熊の湯は、銀世界に硫黄臭が漂っていました。にぎり湯の温泉はこれだけでも来た甲斐があろうというものでした。

初日は、宿の近くの横手山や熊の湯スキー場で滑る方もいれば、シャトルバスに乗って遠く焼額山まで出かける方まで、思い思いのゲレンデで初滑りを楽しまれていました。空も曇天ながら展望がきく穏やかな一日。

2日目は、半数以上の方が、東館山～寺小屋～一ノ瀬～焼額山～奥志賀高原のミニツアーに参加し、広くて多彩な志賀高原を満喫しました。初めはガスっていた天気も、午後からは私たちを歓迎するように回復し、幸せ気分を盛り上げてくれました。寺小屋と奥志賀高原の静かな落ち着いたゲレンデ、

静岡大学教職員組合公式HPも
ご覧ください。（随時更新中）

<http://www.jade.dti.ne.jp/~suu/>

働きやすい職場を
実現したいと思いませんか？

「組合員拡大特別推進月間」
継続中です！

10月着任の皆さまや、
まだ組合に入っておられない方
にぜひお声をかけください。

ご勧誘くださり紹介者となった
組合員1名に…

常勤教職員勧誘の場合

おひとりにつき 10,000円

非常勤教職員勧誘の場合

おひとりにつき 2,000円

年度末に還元します！

（商品券、図書券などにより）

よろしく願いいたします。

- ・書記局にパンフレットがあります。
- ・役員がご説明に伺います。

※ 期間中に脱退した組合員が再加入した
場合、期間中に加入した組合員が年度末まで
に脱退した場合は対象外です。



そして焼額山の滑り応えのある長い斜面が印象的でした。

最終日こそ吹雪模様で残念でしたが、悪天候が普通の志賀高原で丸2日に楽しめればよしとすべきでしょう。来シーズンは仕事納め後の12月27日～29日を予定しています。皆さん、是非一緒にしましょう！

（組合元書記長 根本 猛）

※ 参加者の皆さまの感想は、次回速報で詳しくご紹介させていただきます。ご期待ください。

★そのほか、順次「不二速報」で特集します。お楽しみに！

- ・11月29日「日本の青空」浜松キャンパスで上映！
学生、教職員、地域の方などが鑑賞、
「改めて憲法の大切さを感じた」映画会でした。
- ・12月10日「平和と文化のつどい」
「日本の青空」上映の打ち上げも兼ねて、
おでんと焼き鳥とビールで大いに盛り上がる！
今年は中国人留学生による水餃子が大好評、
教職員、留学生によるマジックショー、太極拳演舞、歌など・・・
- ・12月21日 西部非常勤職員懇談会 第2弾
「ケーキとおにぎりと豚汁でクリスマス会」書記局満席！
楽しく食事しながら、厳しい待遇の話、そして要求へ・・・



★ 今年度退職される方へ ★

今年度退職予定の方は書記局へおしらせください。

「教職員共済」加入の方はお手続きをお忘れなく。

（書類をお送りしますが、届かない場合は連絡ください。）

労金、全労済などご利用の場合も、必要な手続きをお忘れなく。

—★—

一年間本当にありがとうございました。来年もどうぞよろしく
お願いいたします。よいお年をお迎えください。（執行部一同）

